

載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。
市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

前二項の規定による通知は、総務省令（前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（住民票の改製）

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一條 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村については、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公

共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

（前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることとが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るもの（以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。）の除外）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他の総務省令で定める事項を公表するものとする。

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一條の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるもの）を含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

（統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施）

第三章 戸籍の附票

第三章 戸籍の附票

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあっては、記録。以下同じ。)をする。

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)

四 住所を定めた年月日(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定期年月日)

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

(戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者(同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十七条の二第三項に規定する在外投票人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

市町村の選管委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に

登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に關する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)は、職權で行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知は、総務省令(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第八号又は第九号に

規定する情報提供者は又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七条に掲げる事項の記載を省略してもその交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前

項各号に掲げる者に該当することを理由とし

て、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。
第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第

五項までの規定は第二項の請求について、第十一
二条の三第四項から第九項までの規定は前二項
の申出について、それぞれ準用する。この場合
において、これらの規定中「総務省令」とある
のは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写
し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸
籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

| 第一項 | | 第二十一条第一項 |
|-----|--------|---|
| 同項 | 第五条十一 | 第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項並びに第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された |
| | 住民票の写し | 戸籍の附票の写し |

| | | |
|---------|------|---------|
| 第十 | 第七条十 | 同項 |
| 第一項 | | |
| 第二十条第二項 | | 第二十条第一項 |

| 四二条 | |
|---------|---|
| 同項 | 住民票の写し 第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号までに掲げる |
| 第二十条第二項 | 戸籍の附票の写し 第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された |

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条の一 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第二十一条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしたものと同様の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十二条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し(第二十二条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村長にあつては、当該戸籍の付票の除票の写し)を提出する。

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項の規定によるものとして、市町村の市町村長に通報しなければならない。
（戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置）

2 二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されてゐる戸籍の付

票を備える市町村長に対してもその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村については、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附

票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

及びその年月日又は改製した旨及びその年月日
の記載（前条第二項の規定により磁気ディスク
をもつて調製する戸籍の附票の除票にあつて
は、記録。以下同じ。）をする。

（戸籍の附票の除票の写しの交付）

第二十一条の三 市町村が保存する戸籍の附票の
除票に記載されている者又はその配偶者、直系
尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村
長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票
の写し（第二十一条第二項の規定により磁気ディ
スクをもつて戸籍の附票の除票を調製してい
る市町村にあつては、当該市町村の付票の余票に

記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票等の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の

記載を省略したものの交付を請求することがができる。

一　自己的権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

市町村長は、前三項の規定によるもののか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、第十二条の第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを確認するため戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者

由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

5
第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十三条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五世帯主についてはその旨、世帯主でない者

六 転入前の住民票コード（転入をした者について）

き直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードをい

七、国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政

令で定める事項

の者を除く」は住所の異動に関する文書で、政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

第二十三条 転居（一の市町村の区域内において

住所を変更することをいう。以下この条において同じ。) をした者は、転居をした日から十四日以内に、(二)の事項を行「付記」欄に記入し出

田以内に 次に掲げる事項を市町村長に届け出
なければならない。

三二一
住所
転居をした年月日

四 従前の住所
五 世帯主についての旨、世帯主でない者

(転出届) 第二十四条 云出をする者は、あらかじめ、その
については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

第二十四多 転出する方の氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(個人番号カードの交付を受けている者等に閲する転入届の特例)

第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合に

おいては、最初の転入届（当該転出届をした日以後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定

による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用

しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六

条において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届

をした場合においては、最初の世帯員に関する
転入届（当該転出届をした日後当該世帯員が最

初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第一十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長(以下この条において「転入予定地市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届(次項において「最初の転入届等」という。)をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

5 最初の転入届等を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入予定地市町長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

6 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

7 第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。（世帯主が届出を行ふ場合）

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出することができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。（届出の方式等）

第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の四の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるとこにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他の届出をする者と異なる者に対して、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

（国民健康保険の被保険者の届出の特例）

第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと記するものとする。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が後期高齢者医療の被保険者である者が後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出をするべき者が後期高齢者医療の被保険者であるとき、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと記するものとする。

者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと付記するものとする。

第二十八条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（介護保険の被保険者の届出の特例）

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。（国民年金の被保険者の届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（米穀の配給を受ける者に係る届出の特例）

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コードの指定

第三十条の二 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにならなければならない。（住民票コードの記載等）

第三十条の三 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市

者であるときは、その者は、当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求（以下この条において「変更請求」といいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他の総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があった場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に從前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

（政令への委任）

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に係る必要な事項は、政令で定める。

第二節 本人確認情報の通知及び保存の義務（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていましたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。この項において同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができる」とされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう systemic に構成したもの）を用いて同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（報告及び検査）

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該行為をした者に対するおそれがあると認めるときは、当該行為を止めし、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に従い必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらとの権限に属する事項を建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關する事項は、条例で定める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、削除又は第十七条第二号、第三号及び第五条

号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報）（戸籍の附票の記載等に係る附票の記載等に関する事項で政令で定めるもの）を都道府県知事に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機関に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた機関は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

機関は、前項の規定により機関が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機関保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機関保存附票本人確認情報

(附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

(国の機関等への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
(デジタル庁への住民票コードの提供)
第三十条の四十四の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十二条第二項又は第二十二条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条の規定において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。
の場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるとこにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>出生による経過滞在者（国内において出生した日本国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の第二項の規定により在留することができるもの）をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p> | <p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p> | <p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p> | <p>一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二、入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 三、入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号</p> | <p>省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されてゐる在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p> |
|--|---|---|---|---|

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の寺例)

第三十条の四十六

(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。)が国外から転入をした場合に準ずる場合として総務省令で定めた場合(同上)には、該当の総務省令で規定する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にはあつては、この限りでない。

定める場合を含む）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかるらず、転入を認めの出入国在留管理府長官からの通知（第三十条の五十）出入國（出入國）監督署理官は、入管

第三十条の五十
出生入管管理戸長官は
法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は
第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月
した日から十四日以内に、同条第一項第一号、

日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに司表の上闇に掲げる者の区分を中心じ執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍

等又は第三十三条の四十五の表の下欄に掲げる事項を市町村長に
届け出なければならない。二つ易ぐるうべく、

届け出られないはならない。この場合にはにおいて、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表項目に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住

の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の第三項に規定する一時居留許可書）の交付を受けた場合は、外国人住民についての適用の特例（外国人登録の特例）による。

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規
定を示しなければならない。

(住宅を有する者が中長期在留者等とみなされた場合の届出) 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に易かる字句とする。

第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十一条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。） 第十二条、第五号、第八号の二及び第十

第五項 第五
及び第八
号から第十四号までに
掲げる事項、第三十条
号の二か
在留者等となつた場合には、当該中長期在留者
で市町村の区域内に住所を有するものが中長期
で市町村の区域内に住所を有するものが中長期

男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれを含む。)する場合

それ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前第十二条 第八号まで、第七号、

条後段の規定を準用する。
〔ト国〕、住民の世帯主として、境内の変更の届出
項の二
号で、第九
から第
十八号、第十九号から第
十二号まで及び第十四

十二号まで及ばず第三十一条の四十五に規定する事項に掲げる事項、第三

第十五條及び前二条の場合は除くほか
世帯主でない外国人住民であつてその世帯主
の国籍等及び外国人住民の四十五に規定す
る及び第十四号

（外国人住民であるものに限る。）との統柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十
月となつた年月日並びに同条の表の下欄

| | | |
|------|------|-------------------------|
| 第十二条 | 第五号、 | 第十号から第十二号ま で、第一号と二号、 |
|------|------|-------------------------|

（第十項）の二第四項の二第九号から第十二項までの事項、第三十条の四で及び第十四号に掲げられた年月日を市町村長に届け出なければならぬ。こゝへてもう一つ考へておこう。

第五条の四 第五項 こ げ 第十四 号まで及 並びに同条の表の下欄
十五に規定する国籍等
政令で定める場合においては
いたたし
いの限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出) 第三回
おいて準号で第一回
並てに同様の表の一
木

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第一用する場

卷之三

十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付を受けた者は、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

電子計算機処理等に関する事務に従事する事務官の職員又は職員であつた者による部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者による部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの方の罪を犯した者にも適用する。

第五十条 偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人情報事項の取扱い又は同項の規定による届出書類の提出者に是認する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

第二条 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお併前の例による。

第三条 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廢止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(戸籍の附票に関する経過措置)

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票とは、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

第三条 第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第二百四十九号）

（施行期日）

八（三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる相定については、当該各規定。以下この条及び第六条において同じ。）の施行前に改正前のその他の法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」といふ。）

二一 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十二条(第一項)の規定による場合を除く。第三十二条(第二項)(第三十条の四十四の十三に準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)等
九条及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百四号)
第十一条第一項)と、「同条第一号」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の終過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれ

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第一條 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
(罰則に關する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四六年五月二七日法律第七三号)
抄
(施行期日)

法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

表半に簡易表半用がする

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

六号) 関東支那銀行(新月三日)施行規則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

に對し 答弁をせず 若しくは虚偽の陳述を爲し、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日

附 則
（昭和五六年六月一日法律第ハ
一號）抄

よる。
附 則 (平成五年一月一二日法律第八
九号) 抄

第四十九条の二 第四十二条(第三十条の三) 第二項(第三十条の四十四の十三)において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に關し外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の

から施行する。
第二条 〔住民登録法及び住民登録法施行法の廃止〕
住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）及び住民登録法施行法（昭和二十七年法律第二百六号）は、廃止する。

法
5 えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

| |
|--|
| 十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三 条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、 平成十八年二月一日から施行する。 |
| 附 則（平成一六年六月一一日法律第六九 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 |
| 附 則（平成一六年六月一一日法律第七二 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 |
| 附 則（平成一六年六月九日法律第八八 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。 |
| （罰則の適用に関する経過措置） |
| 第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に 規定する規定については、当該規定。以下この 条において同じ。）の施行前にした行為並びに この附則の規定によりなお従前の例によること とされる場合及びなおその効力を有することと される場合におけるこの法律の施行後にした行 為に對する罰則の適用については、なお従前 の例による。 |
| （その他の経過措置の政令への委任） |
| 第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。 |
| 附 則（平成一六年六月一八日法律第一 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日 から施行する。 |
| 附 則（平成一六年六月一三日法律第一 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當 該各号に定める日から施行する。 |
| 一及び二 略 |
| 三 第四条、第七条、第十一條、第十五条及び 第十六条並びに附則第十四条から第十八條ま でを超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 定は、公布の日から施行する。 |

| |
|--|
| で、第二十条、第二十八条から第四十五条ま で、第四十九条及び第五十条の規定 平成十 九年四月一日 |
| 附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 |
| 附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。 |
| （処分等の効力） |
| 第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法 律（これに基づく命令を含む。以下この条にお いて同じ。）の規定によつてした処分、手続そ の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律 の規定に相当の規定があるものは、この附則に 別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ れの法律の相当の規定によつしたものとみな す。 |
| （罰則に関する経過措置） |
| 第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並び にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合及びこの附則の規定によりなお 従前の例による。この附則の規定によりなお 従前の例による。 |
| （その他の経過措置の政令への委任） |
| 第一百二十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。 |

| |
|--|
| 附 則（平成一七年五月二〇日法律第四 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。 |
| 附 則（平成一七年六月一七日法律第六 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。 |
| 附 則（平成一七年六月一九日法律第七 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ れぞれ当該各号に定める日から施行する。 |
| 一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十 三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五 条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二 条、第三十九条及び第五十六条の規定 公 布の日 |

| |
|--|
| 二 略 |
| 三 第四条並びに附則第十四条、第四十二条、第 四十四条及び第五十三条の規定 平成十八 年十月一日 |
| 第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま での間において政令で定める日から施行する。 |
| 附 則（平成一八年二月一〇日法律第四 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。 |
| 附 則（平成一八年二月一〇日法律第四 号）抄 |
| （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。 |

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

(施行期日) **八号** 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(附 則 (平成二一年六月二四日法律第五))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日) **九号** 抄
附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日) **九号** 抄
附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

第一項の改正規定、第五条及び第八条の改正

規定期、第十九条に一項を加える改正規定、第

二十一條、第二十二条第一項、第二十六条、

第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八

条から第三十条までの改正規定、第四章の二

の次に一章を加える改正規定、第三十四条第

一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七

条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定

(同条第一項の改正規定)、(第二十四条の二第

一項若しくは第二項又は)を削る部分に限

る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の

改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則

第四条から第十条まで及び第十三条から第二

十条までの規定、附則第二十一条の規定(行

政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律(平成十四年法律第百五十一号)別

表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十

一号)の項の改正規定(一及び第三十条の三

第一項)を「第三十条の三第一項及び第三

十条の四十六から第三十条の四十八まで」に

改める部分に限る。)に限る。)並びに附則第

二十二条の規定、出入国管理及び難民認定法

及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍

を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

の例による。

(政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七)

(施行期日) **四号** 抄
附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(ただし、次条第二号に定める日から施行する。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

第一項

| | |
|--|--|
| 第一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第六十条の規定 公布の日 （その他の経過措置の政令への委任） | 定める。この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 |
| 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄 | この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 二から四まで 略 | 第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 二から四まで 略 |
| 五 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日 | 五 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日 |
| 附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄 | 附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄 |

| | |
|---|---|
| 第一 条 (施行期日) | 第一条 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 一 附則第十三項及び第十八条の規定 | 一 附則第十三項及び第十八条の規定 |
| 二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日まで定める日 | 二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 |
| 三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 | 三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 |
| (罰則の適用に関する経過措置) | (罰則の適用に関する経過措置) |

| | |
|---|---|
| 第一 条 (施行期日) | 第一 条 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。 |
| 附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄 | 附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄 |
| 第一 条 (施行期日) | 第一 条 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、被災者の運送(第八十六条の十「第三款 被災者の運送」(第八十六条の十一「第三款 被災者の運送」)を「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」に改め、「第八十六条の十五」に「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える(政令への委任))の規定は、當該各号に定める日から施行する。 |

| | |
|--|---|
| 第一 条 (施行期日) | 第一 条 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄 | 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄 |
| 第一 条 (施行期日) | 第一 条 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、灾害対策基本法目次の改正規定(「第三款 被災者の運送」(第八十六条の十「第三款 被災者の運送」)を「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」に改め、「第八十六条の十五」に「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える(政令への委任))の規定は、當該各号に定める日から施行する。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 一の五 金融庁若 しくは財 務省又は 厚生労働 省 | 一の六 金融厅又 は財務省 | 一の七 金融厅若 しくは財 務省又是 農林水產 省 | 一の八 金融厅若 しくは財 務省又は |
| 水産業協同組合法（昭和二十三年 法律第二百四十二号）による同法 第百六条第一項の許可若しくは同 法第八条第一項において準用す る銀行法第五十二条の三十九第 一の八 | 労働金庫法（昭和二十八年法律 二百二十七号）による同法第八十 九条の三第一項の許可若しくは同 法第九十四条第三項において準用 する銀行法第五十二条の三十九第 一項の届出又は労働金庫法第八十 九条の五第一項の登録若しくは同 法第九十四条第五項において準用 する銀行法第五十二条の六十一的 第一項の届出に関する事務であ つて総務省令で定めるもの | 協同組合による金融事業に関する 法律（昭和二十四年法律第八十 三号）による同法第六条の三第一 項の許可若しくは同法第六条の四 の二第一項において準用する銀行 法第五十二条の三十九第一項の届 出、協同組合による金融事業に関 する法律第六条の四の三第一項の 登録若しくは同法第六条の五第一 項において準用する銀行法第五十 二条の六十の七第二項の届出又は 協同組合による金融事業に関する 法律第六条の五の二第一項の登録 若しくは同法第六条の五の十第一 項において準用する銀行法第五十 二条の六十一の六第一項の届出に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの | 農業協同組合法（昭和二十二年法 律第二百三十二号）による同法第九 十二条の二第一項の許可若しくは 同法第九十二条の四第一項におい て準用する銀行法第五十二条の三 十九第一項の届出又は農業協同組 合法第九十二条の五の二第一項の 登録若しくは同法第九十二条の五 の九第一項において準用する銀行 法第五十二条の六十一の六第一項 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの |

| 省 | 農林水産 | 第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水產 省 | 第一項の届出に 關する事務であつ て総務省令で定めるもの |
|---|---|---|---|
| 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 百十条第一項の登録若しくは同法第一百七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水產 省 | 第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水產 省 |
| 第一項の届出又は水産業協同組合法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九条の二第一項の許可若しくは同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五条の五の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 第一項の届出又は水産業協同組合法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九条の二第一項の許可若しくは同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五条の五の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 第一の十 金融庁若 しくは財 務省又は 經濟產業 省 | 第一の十 金融庁若 しくは財 務省又は 經濟產業 省 |
| 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十条の三の登録又は同法第六十条の七第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十条の三の登録又は同法第六十条の七第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの | 二 金融 府又は財 務省 | 二 金融 府又は財 務省 |
| 保険業法（平成七年法律第一百五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 保険業法（平成七年法律第一百五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 三 金融 府又は財 務省 | 三 金融 府又は財 務省 |

| 五 金 融 事 務 省 | 四 削 除 | 六 削 除 | 七 削 除 | 八 金 融 事 務 省 | 九 事 務 省 |
|--|--|-------------|-------------|----------------------------|------------------|
| 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同法第三項（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十条の二第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第一百五十六条の二十の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十一の届出、同法第一百五十六条の二十四第一項の免許、同法第一百五十六条の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）による第六十九条第一項の届出、同法第一百八十七条の登録又は同法第二百九十五条第一項、第二百二十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | |
| 同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の | | | | | |

| | |
|-----------------------------|--|
| 九 金 融 事 務 省 | 届出、同法第六十一条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十二 融 財 務 省 | 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十一 金 融 事 務 省 | 法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第二項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十 削 除 | 四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第二項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | |
|-----------------------------|--|
| 十二 融 財 務 省 | 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十一 金 融 事 務 省 | 金の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十 削 除 | 金の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | |
|-----------------------------|---|
| 十五 金 融 事 務 省 | 公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十九第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十二 融 財 務 省 | 六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十一 金 融 事 務 省 | 六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十 削 除 | 六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | |
|--|--|
| 十八 總 務 省 | 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなされた国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十七 總 務 省 | 公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十九第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十六 總 務 省 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十五 金 融 事 務 省 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 十四 農 水 產 業 協 同 組 合 貯 金 保 險 機 構 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | | |
|-------------------------------------|---------------------|---|
| 二十一 地方公務員共済組合及び全 国市町村職員共済組合連合 | 二十二 地方公務員共済組合連合会 | 介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十三 地方公務員災害補償基金 | 二十四 総務省 | 地方公務員災害補償法（昭和四十年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十四 総務省 | 二十五 総務省 | 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十二条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十六 総務省 | 二十七 総務省 | 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十八 船舶局無線從事者 | 二十九 総務省 | 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第十八条の二第一項の船舶局無線從事者 |

| 二十七 消防法 (昭和二 十三年法 第十六号) 第十三条 の七第二 項に規定 する指定 試験機関 | 二十八 消防法第 十七条の 十一第三 項に規定 する指定 試験機関 | 二十九 消防團員 等公務災 害補償等 共済基金 又は消防 團員等公 務災害補 償等責任 共済等に 関する法 律(昭和 三十一年 法律第百 七号)第 二条第三 項に規定 する指定 法人 | 三十 務省 法 | 三十一 法務省 法 |
|---|---|---|---|---|
| 事者証明に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防團員等福祉事業の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十 | 事者証明に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防團員等福祉事業の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十 | 事者証明に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防團員等福祉事業の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十 | 事者証明に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防團員等福祉事業の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十 | 事者証明に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 消防法による消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防團員等福祉事業の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて總務省令で定めるもの 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十 |

| | | | | | | |
|--|--|---|---------|---------|---------|---------|
| 九条第一項の調査、不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記 同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十七条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第百三十一条第一項の申請又は同法第三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条第一項若しくは第一百四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 三十二 法務省 | 三十三 法務省 | 三十四 法務省 | 三十五 法務省 | 三十六 法務省 |
| 立本に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 道路交通事故抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | |

| 四十七の 六 文部 科学省 | | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による同法第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 四十八 日本私立 学校振 興・共済 事業団 | | 私立学校教職員共済法（昭和二年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付、同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私立学校教職員共済法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十条第三項若しくは第七十九条の八条第五号）による同法第五条第八十八条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
| 四十九 文部科学 | | 八年法律第二百四十五号）第二十一条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
| 五十 文部科学 | | 五十年文部科学省による技術士試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
| 五十一 文部科学 | | 五十年文部科学省による技術士試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
| 五十二 文部科学 | | 五十年文部科学省による技術士試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | | | | | | |
| 五十三 文化庁 | | 五十四文化庁又はプロダムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六五年第一号）第五条第一項に規定する登録機関 | | | | | | | | | |
| 五十四文化庁又はプロダムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六五年第一号）第五条第一項に規定する登録機関 | | 五十五文化庁又はプロダムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六五年第一号）第五条第一項に規定する登録機関 | | | | | | | | | |
| 五十五文化庁又はプロダムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六五年第一号）第五条第一項に規定する登録機関 | | 五十六文化庁 | | | | | | | | | |
| 五十六文化庁 | | 五十七文化庁 | | | | | | | | | |
| 五十七文化庁 | | 五十八文化庁 | | | | | | | | | |
| 五十八文化庁 | | 五十九文化庁 | | | | | | | | | |
| 五十九文化庁 | | 六十文化庁 | | | | | | | | | |
| 六十文化庁 | | 五十七の二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二厚生労働省 | | 五十七の三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三厚生労働省 | | 五十七の四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四厚生労働省 | | 五十七の五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五厚生労働省 | | 五十七の六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六厚生労働省 | | 五十七の七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の七厚生労働省 | | 五十七の八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の八厚生労働省 | | 五十七の九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の九厚生労働省 | | 五十七の十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十厚生労働省 | | 五十七の十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十一厚生労働省 | | 五十七の十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十二厚生労働省 | | 五十七の十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十三厚生労働省 | | 五十七の十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十四厚生労働省 | | 五十七の十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十五厚生労働省 | | 五十七の十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十六厚生労働省 | | 五十七の十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十七厚生労働省 | | 五十七の十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十八厚生労働省 | | 五十七の十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の十九厚生労働省 | | 五十七の二十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十厚生労働省 | | 五十七の二十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十一厚生労働省 | | 五十七の二十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十二厚生労働省 | | 五十七の二十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十三厚生労働省 | | 五十七の二十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十四厚生労働省 | | 五十七の二十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十五厚生労働省 | | 五十七の二十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十六厚生労働省 | | 五十七の二十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十七厚生労働省 | | 五十七の二十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十八厚生労働省 | | 五十七の二十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の二十九厚生労働省 | | 五十七の三十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十厚生労働省 | | 五十七の三十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十一厚生労働省 | | 五十七の三十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十二厚生労働省 | | 五十七の三十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十三厚生労働省 | | 五十七の三十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十四厚生労働省 | | 五十七の三十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十五厚生労働省 | | 五十七の三十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十六厚生労働省 | | 五十七の三十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十七厚生労働省 | | 五十七の三十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十八厚生労働省 | | 五十七の三十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の三十九厚生労働省 | | 五十七の四十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十厚生労働省 | | 五十七の四十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十一厚生労働省 | | 五十七の四十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十二厚生労働省 | | 五十七の四十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十三厚生労働省 | | 五十七の四十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十四厚生労働省 | | 五十七の四十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十五厚生労働省 | | 五十七の四十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十六厚生労働省 | | 五十七の四十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十七厚生労働省 | | 五十七の四十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十八厚生労働省 | | 五十七の四十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の四十九厚生労働省 | | 五十七の五十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十厚生労働省 | | 五十七の五十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十一厚生労働省 | | 五十七の五十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十二厚生労働省 | | 五十七の五十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十三厚生労働省 | | 五十七の五十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十四厚生労働省 | | 五十七の五十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十五厚生労働省 | | 五十七の五十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十六厚生労働省 | | 五十七の五十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十七厚生労働省 | | 五十七の五十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十八厚生労働省 | | 五十七の五十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の五十九厚生労働省 | | 五十七の六十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十厚生労働省 | | 五十七の六十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十一厚生労働省 | | 五十七の六十二厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十二厚生労働省 | | 五十七の六十三厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十三厚生労働省 | | 五十七の六十四厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十四厚生労働省 | | 五十七の六十五厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十五厚生労働省 | | 五十七の六十六厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十六厚生労働省 | | 五十七の六十七厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十七厚生労働省 | | 五十七の六十八厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十八厚生労働省 | | 五十七の六十九厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の六十九厚生労働省 | | 五十七の七十厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の七十厚生労働省 | | 五十七の七十一厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 五十七の七十一厚生労働省 | | 五十七の七十二厚生労働省 | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| 社 会 福 祉 並 び 社 会 福 祉 基 金 又 は 國 民 健 康 | 保 險 團 體 連 合 會 | 七 十一 の 市 町 村 社 會 福 祉 協 議 會 又 は 都 道 府 縣 社 會 福 祉 協 議 會 會 | 保 險 團 體 連 合 會 | 保 險 團 體 連 合 會 |
| 七 十一 の 厚 生 | 七 十一 的 關 定 一 項 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 七 十一 的 九 九 厚 生 | 七 十一 的 九 九 厚 生 | 七 十一 的 八 八 厚 生 |
| 十 厚 生 | 土 法 第 三 十五 條 第 一 項 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 勞 働 省 又 是 社 會 福 祉 | 勞 働 省 又 是 社 會 福 祉 | 勞 働 省 又 是 社 會 福 祉 |
| 勞 働 省 又 是 社 會 福 祉 | 社會 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 | 社會 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 | 社會 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 | 社會 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 |
| 七 十一 的 厚 生 | 同 法 第 四 十 条 第 一 項 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 |
| 七 十一 的 厚 生 | 同 法 第 四 十 条 第 一 項 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 | 同 法 第 二 八 条 的 規 定 的 指 定 登 錄 機 |

| 介護福祉士法第四十一条第一項に規定する指定試験機関 | 七十一の厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
|-----------------------------------|---|
| 第一項に規定する指定登録機関 | 七十一の厚生労働省 |
| 七十一の厚生労働省 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 七十一の厚生労働省 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による同法第十八条第二項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 七十一の厚生労働省 | 精神保健福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 保健福祉士法（平成九年法律第百三十一条第一項に規定する指定試験機関 | 精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に |

| 七十一の 十九、介 護保険法 第六十九 条の三十 第三項 に規定す る指定研 修実施機 関 | 七十二 厚生労働 省及び日 本年金機 構 | 七十二の 二 全国 健康保険 協会及び 健康保険 組合 | 七十二の 三 厚生 労働省 | 七十二の 四 厚生 労働省及 び日本年 金機構 | 七十三 全国健康 保険協会 |
|--|---|---|--|--|--|
| 介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による同法第五条第二項又は第一百二十三条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 健康保険法による同法第五十二条若しくは第一百二十七条の保険給付の支給、同法第一百五十条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施又は同法第八十三条の保険料等の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 船員保険法による同法第二十九条の保険給付の支給、同法第一百一一条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施、同法第一百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | | |
|--|---|---|
| 八十九 經濟産業 | 省 | 石油の備蓄の確保等に関する法律 （昭和五十年法律第九十九号）による同法第八十四条 第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 九十 経済産業省 | 省 | 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四条第一項の許可、同法第十一条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 九十一 経済産業 | 省 | 火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 九十二 火薬類取締法第三 緒法第三 十一條の 三第一項 に規定す る指定試 験機関 | 省 | 火薬類取締法による同法第三十一條第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 九十三 高圧ガス 保安協会 | 省 | 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 九十四 経済産業 | 省 | 電気工事士法（昭和三十五年法律第一百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同法第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 省 経済産業 | 省 九十六 経済産業 省又は環 境省 | 省 九十六 の 二 交通 省 | 省 九十七 の 二 国土 交通 | 省 九十八 の 二 第一 項に規 定する 指定 する 試験機 関 | 省 九十九 の 二 第 一 項に規 定する 指 定資格者 機 関 |
|--|---|--|---|--|---|
| 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十一条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求又は地域福利増進事業等（同法第四十三条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下同じ。）の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 建設業法による監理技術者資格者の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 関 連 規 定 す る 試 験 機 | 百二十二 国家公 務員法 (昭和二 十一年法 律第二百 十号)第 四十八條 | 百二十一 衛省 防 | 百二十 原子力 規制委員 會 | 百二十 独立行政 法人環境 再生保全 機構 | 条の四の二第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの | |
|---|--|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|--|---|
| | | | | | 石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六百七号)による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| | | | | | 国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 国家公務員法による同法第二十二条第一項の給付若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 二 選 舉 管 理 委 員 會 | 村 長 市 町 | 一 の 十 | 一 の 九 市 町 | 一 の 八 都 市 の 指 定 長 市 町 | 一 の 七 市 町 | 一 の 六 市 町 | 行 う こ と と さ れ た も の に 關 す る 事 務 を あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの は 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 關 す る 法 律 （昭 和 四 十 八 年 法 律 第 八 十 二 号 ）に よ る 同 法 第 三 条 第 一 項 の 災 害 弔 慰 金 若 しく は 同 法 第 八 条 第 一 項 の 災 害 障 害 見 舞 金 の 支 給 又 は 同 法 第 十 条 第 一 項 の 災 害 援 護 資 金 の 貸 付 け に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 の 实 施 に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （平 成 十 年 法 律 第 七 号 ）に よ る 同 法 第 十 条 第 一 項 の 认 证 、 同 法 第 二 十 三 条 第 二 项 の 届 出 又 は 同 法 第 三 十 四 条 第 三 项 の 认 证 に 關 す る 事 务 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの 公 的 给 付 の 支 給 等 の 迅 速 か つ 確 实 な 实 施 の ため の 预 贮 金 口 座 の 登 录 等 に 關 す る 法律 に よ る 同 法 第 十 条 の 特 定 公 的 给 付 の 支 給 を 实 施 す る ため の 基 礎 と す る 情 报 の 管 理 に 關 す る 事 务 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの 公 职 选 挙 法 に よ る 同 法 第 九 条 第 三 项 の 规 定 に よ り 都 道 府 县 の 议 会 の 议 员 及 び 长 の 选 挙 权 を 有 す る 者 が 从 前 住 所 を 有 し て い た 现 に 选 挙 人 名 簿 に 登 录 さ れ て い る 市 町 村 に お い て 当 該 都 道 府 县 の 议 会 の 议 员 又 是 长 の 选 挙 の 投 票 を す る 场 合 に 同 法 第 四 十 四 条 第 三 项 の 规 定 に よ り 提 示 す る こ と さ れ て い る 文 书 の 交 付 に 關 す る 事 务 で あ つ て 总 务 省 令 で 定 め る もの 同 法 第 四 十 四 条 、 第 四 十 八 条 の 二 若 しく は 第 四 十 九 条 又 是 特 定 患 者 等 の 邮 便 等 を 用 い て 行 う 投 票 方 法 の 特 例 に 關 す る 法 律 （令 和 三 年 法 律 第 八 十 九 号 ） |
|--------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|--|
|--------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|--|

| 二の二 市町 村長 | 二の二 市町 村長 | 三一 市 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 三の二 教育 委員会 市 町村長 市 町村長 | 四の二 保健 所を設 置する 市又は 特別区 の長 |
|---|---|--|--|--|
| （二号）第三条第一項の規定による投票を行ふことに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 予防接種法（昭和二十三年法律第十八条）による同法第五条第一項若しくは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による同法第二十四条の医療に関する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条规定の三第三項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条第一項、第三十七条の二第一項、第五十条の三第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 市長 | 五の市町四 | 五の都施試定項第十一條の五二 | 五の律第七号 | 五の戰別区域法(平成二十一年法) | 五の國家三 | 五の市町二 | 五の島市又は長崎市の長 |
|----|-------|----------------|--------|------------------|-----------------|-------|-------------|
| 村長 | 五の市町四 | 長市指驗する規の定実る | 都試定項に規 | 都律第七号 | 都戰別区域法(平成二十一年法) | 都國家三 | 島市又は長崎市の長 |

| 核市の長 | 町村長 | 五の二 | 五の二 | 五の二 | 五の二 | 五の二 | 五の二 | 五の二 | 五の二 |
|--|---|--|--|--------------------|---|---|---|---|---|
| 十五の長 | 十五の長 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 | 十五の二 |
| 長 市 十五 町 村 の 二 の 長 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による同法第十条の四若しくは第十一項の措置又は同法第二百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関するもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 市 十五 町 村 の 二 の 長 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による同法第十条の四若しくは第十一項の措置又は同法第二百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関するもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 五 市 町 村 | 長 市 町 村 | 長 市 町 村 | 五 市 町 村 | 五 市 町 村 | 五 市 町 村 | 五 市 町 村 |
|--|---|---|---|--|---|---|
| 介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百十五条の十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第五十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。)による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同 | 十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第五十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。)による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同 |

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|-------------|---|-------------|-------------|--|
| 長 市 町 村 | 五 の 三 | 長 市 町 村 | 五 の 三 | 長 市 町 村 | 五 の 三 | 十 村 (福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村 長 を 除 く。) | 五 の 三 | 五 の 三 | 支 給 に 関 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の |
| 戦没者等の妻に対する特別給付金 給法による同法第三条の特別給付金 の支給に関する事務のうち、同法第 十三条の規定に基づく政令により市 町村長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定める もの | 戦傷病者戦没者遺族等援護法によ る同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに関する事務であつて総務 省令で定めるもの | 中国残留邦人等の円滑な帰国促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律による同法第十四条第四項 (第十五条第三項において準用する場 合を含む。)の規定によりその例によ ることとされた生活保護法第二十四 条第十項の申請の経由に関する事務 であつて総務省令で定めるもの | 中国残留邦人等の円滑な帰国促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律による同法第十三条第二項若 しくは第四項の保険料の納付又は同 条第三項の一時金の支給に関する事 務のうち、同法第五項の規定に基づ く政令により市町村長が行うこととさ れたものに関する事務であつて総務 省令で定めるもの | 平成二十五年改正法附則第二条第 二項の規定によりなお從前の例による こととされた平成二十一年改正法に よる改正前の中国残留邦人等の円滑 な帰国促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による同法第 四条第三項の支援給付の支給若しく は平成二十一年改正法による平成二 十五年改正法附則第二条第三項の支 援給付若しくは平成二十一年改正法 附則第三条第一項の配偶者支援金の 支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの | | | | | |

四關係

第十五条の四において準用する場合を含む。)の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の二第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に關する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市長が行うこととされたもの実施に關する事務であつて總務省令で定めるもの

省令で定めること。

| 府県知事 | 都道府県知事 | 四の都道府県知事 | 三の都道府県知事 | 二の都道府県知事 | 四の会員教育員の会員教育員 |
|---|---|--|---|--|---------------|
| は一時金の支給に関する事務であつて 総務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律 及びこれらの法律に基づく条例又は特 別法人事業税及び特別法人事業譲与税 に関する法律(平成三十一年法律第四 号)による地方税若しくは特別法人事 業税の賦課徴収又は地方税若しくは特 別法人事業税に関する調査(犯則事件 の調査を含む)に関する事務であつ て総務省令で定めるもの | 地方法等の一部を改正する等の法律 (平成二十八年法律第十三号)附則第 三十一条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第九条 の規定による廃止前の地方法人特別税 等に関する暫定措置法(平成二十年法 律第二十五号)第三章の地方法人特別 税の賦課徴収又は地方法人特別税に關 する調査(犯則事件の調査を含む) に関する事務であつて総務省令で定め るもの | 消防法による危険物取扱者免状の交 付、危険物取扱者試験の実施、消防設 備士免状の交付又は消防設備士試験の 実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの | 学校保健安全法による同法第二十四条 の医療に要する費用についての援助に 関する事務であつて総務省令で定める もの | 教育職員免許法(昭和二十四年法律第 百四十七号)による同法第八条第一項 若しくは第三項の記入、同法第十一条 第一項から第三項までの取上げ、同条 第四項の通知、同法第十三条第一項の 公告及び通知、同条第二項の記入又は 同法第十五条の書換若しくは再交付に 関する事務であつて総務省令で定める | もの |

| 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
|--|---|--|--|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子弹爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康手帳の交付、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般病院医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十五条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの | 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第六条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第六条のクリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請 | | | | | | |

| 七 二 三 都 府 知 事 | 十 九 都 府 知 事 | 八 都 府 知 事 | 二 十 四 都 府 知 事 | 七 二 十 的 都 府 知 事 | 道 府 都 一 道 府 都 一 | 十 九 都 府 知 事 |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）による同法第二十五条の二第二項若しくは第二項の指定、同法第二十条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 森林法による同法第二十五条の二第二項若しくは第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七项、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合 | 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十五条第一項の届出又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| | | | | | | |

| 町村長 その他の執行機関 | 一の市 町村長 | 一の市町 の二 | 一の市町 の三 | 一の市町 の四 | 一の市町 の五 | 一の市町 の六 | 一の市町 の七 | 村長 市町 |
|--|--|--|---|---|--|---|--|--------------------------------|
| 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十一条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十一条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の灾害弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害援護資金の貸付けに関する法律による同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 第一条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 特定非営利活動促進法による同法第十一条の認証、同法第二十三条 |

| 特別区 の長 | 用する場合を含む。)若しくは第四十 六条第一項若しくは第二項の入院の 勧告若しくは入院の措置、同法第三 十七条第一項、第三十七条の二第一 項、第四十四条の三の二第一項若し くは第五十五条の三第一項の費用の負 担又は同法第四十二条第一項、第四 十四条の三の三第一項若しくは第五 十条の四第一項の療養費の支給に關 する事務であつて総務省令で定める もの |
|--|---|
| 島市又 は長崎 市の長 | 四 島 市 長 廣 |
| 村 長 | 四 の 二 市 町 |
| の定都 実施指 規定す る試験 二項に 第五十 二条の 法第十 別区域 戦略特 国家三 四の三 の長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| 四の市町村長 | 四の五市長 | 四の五福祉事務所を管理する | 四の六指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長 |
|---|---|--|---|
| 児童福祉法による同法第六条の四第一項の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一條第一項第二号への児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又 | 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五十九条第一項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費の支給、同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十四条の二十八第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費 |

の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十一条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二项若しくは第五項の命令の請求、地域福利增进事業等の実施の準備又は同法第四十三条第一項の土地位所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 净化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録（同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による
同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法
第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項
の登録に関する事務であつて総務省令で定め
るもの

二十七の二 國土調査法による同法第五条第四
項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条的
四第一項の地籍調査に関する事務であつて総
務省令で定めるもの

二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営
住宅の管理に関する事務であつて総務省令で
定めるもの

二十九の二 住宅地区改良法による同法第二十
九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項
の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しく
は変更若しくは収入超過者に対する措置に関する
事務であつて総務省令で定めるもの

二十九の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に
関する法律による同法第十八条第二項の賃貸
住宅の管理に関する事務であつて総務省令で
定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七条の六
三第一項の経由に関する事務であつて総務省
令で定めるもの

三十一 建築士法による同法第四条第三項若
しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しく
は第二十三条第一項若しくは第三項の登録、
同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一
項若しくは第二項若しくは第八条の二若しく
は第二十三条の五第一項若しくは第二十三
条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の
申請に関する事務であつて総務省令で定める
もの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律に
よる同法第三条第一項の補償給付の支給又は
同法第四条第一項若しくは第二項の認定に關
する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に
よる同法第八条第一項若しくは第九条第一項
の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、
同法第九条の五第一項（同法第十五条の四に
おいて準用する場合を含む。）の許可、同法
第九条の六第一項（同法第十五条の四におい

| 会 育 三 委 員 教 | 二 育 委 員 教 | 一 道 府 県 都 市 外 の 執 行 機 関 | 行 機 關 | 都 道 府 県 知 事 の 外 の 都 道 府 県 知 事 受 け る 提 供 を 事 務 |
|---|--|---|-------------|---|
| 学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援 令で定めるもの | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別 支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基 礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 行機關 | 都道府県の執行機関 |

第六表別表(第三十條の十五)
第三十條の四十四

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| 行機関 | 外の執 事以 道府 県都 | 会 員 教 育 委 員 教 育 委 員 教 育 委 員 教 育 委 員 教 | 四 教 育 委 員 教 育 職 員 免 許 法 に よ る 同 法 第 八 条 第 一 項 若 しく は 第 三 項 の 記 入 、 同 法 第 十 一 条 第 一 項 か ら 第 三 項 ま で の 取 上 げ 、 同 法 第 十 三 条 第 一 項 の 公 告 及 び 通 知 、 同 法 第 二 項 の 記 入 又 は 同 法 第 十 五 条 の 書 換 若 し く は 再 交 付 に 關 す る 事 務 あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る もの | |
| 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |